

平成 17 年 10 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都中央区日本橋三丁目 2 番 9 号  
スタートプロシード投資法人  
代表者名  
執行役員 平出 和也  
(コード番号: 8979)  
問合せ先  
スタートアセットマネジメント投信株式会社  
取締役管理部長 高内 啓次  
TEL. 03-6202-0856

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 17 年 10 月 27 日開催の本投資法人役員会において本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」といいます。)を株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に上場するにあたって実施する本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| (1) 発行新投資口数                   | 21,600口  |
| (2) 発行価額                      | 未定<br>(平成 17 年 11 月 18 日(金)(以下「発行価格決定日」という。)に開催される予定の役員会において決定する。)   |
| (3) 募集方法                      | 一般募集とし、新光証券株式会社を主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、新光証券株式会社以外の引受人は、野村證券株式会社、中央証券株式会社及びエイチ・エス証券株式会社(以下、新光証券株式会社と併せて「引受人」という。)とする。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、ジャスダック証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 4 条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格決定日に決定する。 |
| (4) 引受契約の内容                   | 引受人は、下記(8)に記載の払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。   |
| (5) 需要の申告期間<br>(ブック・ビルディング期間) | 平成 17 年 11 月 10 日(木)から平成 17 年 11 月 17 日(木)まで   |
| (6) 申込単位                      | 1 口以上 1 口単位  |
| (7) 申込期間                      | 平成 17 年 11 月 21 日(月)から平成 17 年 11 月 25 日(金)まで   |

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口の発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (8) 払 込 期 日 平成 17 年 11 月 29 日 (火)
- (9) 金 銭 の 分 配 の 起 算 日 平成 17 年 5 月 2 日 (本投資法人の設立日)
- (10) 発行価格、発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (下記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 売 出 人 及 び 新光証券株式会社 1,000 口  
売 出 投 資 口 数 売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で新光証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合がある。
- (2) 売 出 価 格 未定  
(売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である新光証券株式会社が 1,000 口を上限として借入れる本投資証券の売出しを行う。
- (4) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申 込 期 間 平成 17 年 11 月 21 日 (月) から平成 17 年 11 月 25 日 (金) まで
- (6) 受 渡 期 日 平成 17 年 11 月 30 日 (水)
- (7) 売出価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行 (下記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 発 行 新 投 資 口 数 1,000 口
- (2) 発 行 価 額 未定  
(発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 割 当 先 及 び 投 資 口 数 新光証券株式会社 1,000 口
- (4) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申 込 期 間 平成 17 年 12 月 27 日 (火)
- (6) 払 込 期 日 平成 17 年 12 月 27 日 (火)
- (7) 金 銭 の 分 配 の 起 算 日 平成 17 年 5 月 2 日 (本投資法人の設立日)
- (8) 上記(5)に記載の申込期間までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 一般募集を中止した場合には、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (11) 第三者割当による新投資口発行については、平成 17 年 10 月 27 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口の発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である新光証券株式会社が後記「5. その他 (1)販売先の指定」に記載の指定先の一つであるスターツアメニティー株式会社から1,000口を上限として借入れる本投資証券(ただし、かかる賃借は、「5. その他 (1)販売先の指定」に記載のとおり、本投資証券がスターツアメニティー株式会社に販売されることを条件とします。)の売出しです。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は、新光証券株式会社がスターツアメニティー株式会社から借入れた本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の返却に必要な本投資証券を取得させる目的で、平成17年10月27日(木)開催の本投資法人の役員会において、新光証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,000口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成17年12月27日(火)を払込期日として行うことを決議しています。

また、新光証券株式会社は、平成17年11月30日(水)から平成17年12月22日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)借入投資証券の返却を目的として、ジャスダック証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資証券は、借入投資証券の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数からシンジケートカバー取引によって取得し借入投資証券の返却に充当する口数を減じた口数について、新光証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じる予定です。そのため、本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 現在の発行済投資口総数         | 750口       |
| 一般募集による増加投資口数       | 21,600口    |
| 一般募集後の発行済投資口総数      | 22,350口    |
| 第三者割当による増加投資口数(予定)  | 1,000口(注)  |
| 第三者割当後の発行済投資口総数(予定) | 23,350口(注) |

(注) 前記「3. 第三者割当による新投資口発行」の発行新投資口数の全口数に対し新光証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

### 3. 今回の調達資金の使途

一般募集及び第三者割当による新投資口発行に係る手取金については、本投資法人による特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。)の取得資金等に充当します。

### 4. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口の発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

## 5. その他

### (1) 販売先の指定

引受人は、本日現在、本投資法人の指定に基づき、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているスタートアップセットマネジメント投信株式会社の株式を保有するスタートアップアメニティー株式会社及びスタートアップコーポレーション株式会社（以下「指定先」といいます。）に対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ1,000口及び500口を販売する予定です。

### (2) 売却・追加発行等の制限

スタートアップアメニティー株式会社及びスタートアップコーポレーション株式会社は、本日現在、本投資証券をそれぞれ500口及び250口保有する投資主であり、前記「5. その他 (1)販売先の指定」に記載のとおり、一般募集の対象となる本投資証券をそれぞれ1,000口及び500口取得する予定です。両社はそれぞれ、一般募集に関し、主幹事会社との間で、平成17年11月30日（水）から平成18年11月30日（木）までの期間、主幹事会社の事前の書面による承諾なしに、本投資証券の売却、担保提供、貸付け等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸付けを除きます。）を行わない旨を合意しています。

本投資法人は、一般募集に関し、主幹事会社との間で、平成17年11月30日（水）から平成18年2月28日（火）までの期間、主幹事会社の事前の書面による承諾なしに、投資口の追加発行等（但し、投資口の分割、一般募集及び本件第三者割当による追加発行を除きます。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記及びのいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

スタートアップアメニティー株式会社及びスタートアップコーポレーション株式会社は、本投資法人の設立（平成17年5月2日）にあたり、それぞれ本投資証券500口及び250口を取得し、本日現在まで所有する投資主であり、ジャスダック証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に基づき、本投資法人との間で継続保有に関する確約を行っています。従って、平成17年5月2日から1年間を経過する日までの間、原則として本日現在における所有投資口の全部又は一部を第三者に譲渡しないこととなっています。

以上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口の発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。